

第 2 部

平成 21 (2009) 年度に
県が実施した主な施策

1 男女共同参画施策の実施状況

環境づくり

重点項目

- 男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備
特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となる環境の整備

1 働く場における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- ^{※1}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発，具体的なモデルや成果の普及啓発
- ^{※2}次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- 事業主に対する，労働条件の整備や育児・介護休業の取得など働きやすい職場環境の整備・推進に向けた啓発
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児，介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 労働基準法，^{※3}男女雇用機会均等法等の定着を図り，社会一般の理解を深めるため，関係機関・団体等との連携により，男女雇用機会均等月間(6月)に事業主等を対象とした男女雇用機会均等セミナーを開催しました。(商工労働局)

<「男女雇用機会均等セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成 21 (2009) 年 6 月 3 日	福山市	53
平成 21 (2009) 年 6 月 8 日	広島市	138

※1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では，男女労働者の間に事実上生じている差がある場合，それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

※2 次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び一定の事業主に対して，次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17 (2005) 年度から 10 年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお，平成 20 年 (2008) の改正により，平成 23 年 (2011) 4 月から，義務付けとなる企業規模が，常時雇用する労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大することとされた。

※3 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）：雇用の分野において，男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため，昭和 61 (1986) 年に施行。平成 11 (1999) 年には，募集・採用，配置，昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。また，平成 19 (2007) 年 4 月 1 日から，「性別による差別禁止の範囲の拡大」，「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行された。

男女雇用機会均等月間 【毎年6月】昭和61（1986）年度から実施

平成21（2009）年度のテーマ

「広がる未来 創るのは 会社と私ーきっかけは DO！ポジティブ・アクション！ー」

平成22（2010）年度のテーマ

「私も会社もステップアップーポジティブ・アクションでチャンスを活かせー」

- 職場における昇進・昇格等の男女間の格差を是正し、女性が十分に能力を発揮できる職場環境づくりを促進するため、事業主や人事労務担当者等を対象とした働く女性のポジティブ・アクション推進セミナーを開催しました。（商工労働局）

<「働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー」開催状況>

開催日	開催地	参加者数（人）
平成21（2009）年9月14日	広島市	85

（2）職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

平成21（2009）年度の実施状況

- 次世代育成支援対策を総合的に推進していくため、「未来に輝くこども夢プラン」に掲げる施策を積極的に推進するとともに、同プランの計画期間が平成21年度で終了することから、平成22（2010）年3月には、^{※4}「みんなで育てるこども夢プラン」を策定しました。（健康福祉局）（商工労働局）

（具体的な取組）

- ・ ^{※5}育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、「両立支援企業応援コーナー」において、一般事業主行動計画の策定・実施を支援しました。（商工労働局）
- ・ 仕事と家庭の両立に取り組む企業を登録し、県のホームページなどでその内容を紹介しました。（登録マーク）

また、行政施策の基礎資料とするため、次世代育成支援社会の実現に向けた企業の取組状況等を調査しました。

（商工労働局）



※4 みんなで育てるこども夢プラン：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿。基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。

計画期間：平成22（2010）～26（2014）年度。

※5 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）：少子化対策の一環として、平成4（1992）年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7（1995）年に制定、平成11（1999）年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13（2001）年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16（2004）年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21（2009）年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。

- ・ 仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進するため、仕事と家庭を考える月間(10月)に事業主等を対象とした両立支援対策セミナーを開催しました。(商工労働局)

＜「両立支援対策セミナー」開催状況＞

開催日	開催地	参加者数(人)
平成21(2009)年10月19日	広島市	140
平成21(2009)年10月20日	福山市	40

仕事と家庭を考える月間 【毎年10月】 平成7(1995)年度から実施

平成21(2009)年度の目標

- 1 柔軟かつ効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現
- 2 一般事業主行動計画の策定・届出の促進
- 3 男性も含めた育児休業の取得促進 など

- ・ 男女が共に、子育てをしながら安心して働き続けることができるよう、一時預かりや休日保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、^{※6}地域子育て支援センターや^{※7}放課後児童クラブ・^{※8}放課後子ども教室の設置など、市町が実施する「子育てサービス事業」に対する支援を行いました。(健康福祉局)(教育委員会)

＜主な保育・子育てサービス関係事業の実施状況＞

区分	平成21(2009)年度	
	市町数	実施か所数
一時預かり事業	21	273
休日保育事業	5	13
病児・病後児保育事業	14	29
地域子育て支援センター事業	23	105
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	22	498
放課後子ども教室設置事業	17	150

※6 地域子育て支援センター：育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設されている。

※7 放課後児童クラブ：児童福祉法に基づいて保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間などに児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。

※8 放課後子ども教室：安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進するもの。

- 男女労働者が職業生活と家庭生活を両立させ、地域活動へも積極的に参画できるよう、勤務時間の短縮やボランティア休暇制度の導入等について事業主に対する普及啓発に努めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発のため、11月を「ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン強調月間」とし、連合広島、広島県経営者協会及び広島労働局と協力して、期間中に標語の募集やシンポジウムの開催などの取組を行いました。

(商工労働局)

広島県ワーク・ライフ・バランス標語

仕事ウキウキ・生活イキイキ

<「広島ワーク・ライフ・バランスシンポジウム」開催状況>

開催日	開催地	参加者数(人)
平成21(2009)年11月5日	広島市	116



- 地域ぐるみの子育て応援を推進し、保護者の孤立化や児童虐待を防止するため、^{※9}(財)ひろしまこども夢財団が実施する事業に対して補助することにより、子育て家庭の支援や相談に応じる人材の養成、サークル間のネットワークづくりを目的とした交流会の実施など、地域社会全体で子育てを支えるための環境づくりを支援しました。(健康福祉局)

※9 (財) ひろしまこども夢財団：安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを民間の立場から推進するため、平成8(1996)年2月に県が設立した財団法人。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- パートタイム労働者や派遣労働者の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、^{※10}パートタイム労働法や^{※11}労働者派遣法等の周知を図りました。 (商工労働局)
- 女性のチャレンジ支援関連の情報提供や、女子高校生に将来の多様な進路選択を考えるきっかけとしてもらうことを目的としたチャレンジセミナーを開催した^{※12}(財)広島県女性会議(資料編 76～77 ページ参照)を支援しました。
また、母子家庭の母等の仕事と家庭の両立を支援するための職業訓練(知識等習得訓練)を民間教育訓練機関等に委託して実施しました。 (環境県民局) (商工労働局)
- 仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を集めた合同就職面接会を開催し、出産・育児などで離職し再就職を希望する女性を支援するとともに、県内の養成施設等が実施する未就業の介護福祉士等の再就業を支援するための研修を支援しました。 (健康福祉局) (商工労働局)

<女性の再就職支援(合同就職面接会)開催状況>

開 催 日	開 催 地	参加者数(人)
平成 21 (2009) 年 6 月 9 日	広 島 市	9 1
平成 21 (2009) 年 6 月 11 日	福 山 市	2 2
平成 21 (2009) 年 7 月 8 日	呉 市	2 7
平成 21 (2009) 年 9 月 4 日	広 島 市	6 6
平成 21 (2009) 年 9 月 9 日	福 山 市	7 1
平成 21 (2009) 年 10 月 8 日	呉 市	1 2
平成 21 (2009) 年 10 月 16 日	三 次 市	4 0
平成 22 (2010) 年 2 月 19 日	広 島 市	5 0



※10 **パートタイム労働法**(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律):適正な労働条件の確保, その他の雇用管理の改善により, 短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため, 平成 5 (1993) 年に制定。平成 19 (2007) 年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。

※11 **労働者派遣法**(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律):労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため, 昭和 60 (1985) 年に制定。平成 19 (2007) 年までに, 対象業務の原則自由化, 派遣労働者の権利保護, 派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。

※12 (財) **広島県女性会議**:男女共同参画社会づくりを推進するため, 昭和 63 (1988) 年に県と女性団体が設立した財団法人。

- ワンストップ雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」や「ひろしまジョブサイト」により、求人情報や就職支援情報などの雇用労働に関する幅広い情報を提供しました。

また、あらゆる世代の就業や社会貢献活動を幅広く支援するため、就業等を支援する関係機関と連携して「ひろしましごと館」を運営しました。 (商工労働局)

ワンストップ雇用労働情報提供システム ～インターネットによる迅速・的確な情報提供～
「わーくわくネットひろしま」(パソコン版, 携帯電話版)

<p>求職者向け 求人情報, U・I ターン, 多様なワークスタイル, 起業支援, 生活支援, 障害者への支援 など</p>	<p>学生向け 就職ガイダンス情報, 就業相談窓口, インターンシップ, 求人情報など</p>
<p>労働者向け 雇用労働情報コーナー, 勤労者福祉・福利厚生, 労働大学, 職場における男女均等の取扱いなど</p>	<p>事業主向け 助成金データベース, 職業能力開発, 障害者雇用, 高年齢者雇用など</p>

パソコン <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>
携帯サイト <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 農林水産業や商工業等の自営業において、経営方針等の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、商工会議所等の女性部活動事業に対する支援や農山漁村地域の女性団体等の取組・活動状況の広報を行いました。

(環境県民局) (商工労働局) (農林水産局)

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 小規模事業者の技術・経営管理能力の向上を図るため、広島県商工会連合会が事業者の要請に応じて専門家を派遣する取組や、商工会議所等が経営指導員の資質向上を図るために実施する研修を支援しました。 (商工労働局)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 男女の地域活動への参画拡大に向けた、コーディネート等の支援など、地域づくりを担うボランティア、^{※13}NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

平成21(2009)年度の実施状況

- 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の機会の確保に向けて積極的な取組が推進されるよう、様々な機会を通じて啓発を行いました。

また、市町の行政委員会・審議会等委員などにおいても、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう機会をとらえて啓発を行ったほか、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育成するために（財）広島県女性会議が実施する「エソールひろしま大学」の運営を支援しました。
（総務局）（環境県民局）（教育委員会）（警察本部）

<エソールひろしま大学（基礎講座）修了者数等>

区 分	総数（人）		広島校（人）		福山校（人）		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第4期	78 (7)	75 (7)	53 (5)	50 (5)	25 (2)	25 (2)	平成21(2009)年10月 ～22(2010)年3月
第1～4期 累 計	178 (21)	161 (20)	122 (15)	108 (15)	56 (6)	53 (5)	

<エソールひろしま大学（応用講座）修了者数等>

区 分	総数（人）		広島校(人)		福山校(人)		開講期間
	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	受講者数 （うち男性）	修了者数 （うち男性）	
第3期	28 (4)	25 (4)	17 (2)	14 (2)	11 (2)	11 (2)	平成21(2009)年4月 ～21(2009)年9月
第1～3期 累 計	108 (13)	91 (13)	62 (8)	53 (8)	46 (5)	38 (5)	

<エソールひろしま大学(専科)修了者数等>

区 分	総 数（人）		開 講 期 間	備 考
	受講者数	修了者数		
第3期	14	12	平成21(2009)年10月 ～22(2010)年3月	受講対象者は女性のみ。広島校で開講
第1～3期 累 計	57	52		

※13 NPO (Non Profit Organization) : 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- NPO活動に対する理解を深め参加を促進するため、NPOに関する情報発信及び法人制度の普及啓発を行うとともに、住民自治活動の活性化のため、市町が実施する地域づくりリーダー研修や地域課題解決のためのワークショップの開催などを支援しました。

また、地域住民が自主的に道路・河川の清掃や草刈等を行う^{※14}「アダプト活動」を支援しました。
(企画振興局) (環境県民局) (土木局)

※14 アダプト活動：アダプトが「養子縁組」をするという趣旨から、住民や企業などの団体が道路や河川などの清掃をボランティアで行い、わが子のように面倒をみる活動。

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 市町の取組の積極的な支援，産学官連携による男女共同参画の推進

（1）県の推進体制の充実等

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 広島県男女共同参画審議会（資料編 71 ページ参照）の意見を踏まえ，男女共同参画推進本部を中心とした各局部の緊密な連携の下に，「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（資料編 72～73 ページ参照）に掲げる施策を積極的に推進しました。（環境県民局）

<広島県男女共同参画審議会開催状況>

開催日	審議事項
平成 21 (2009) 年 9 月 3 日	今後の男女共同参画に関する施策等について

（2）広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 広島県女性総合センター「エソール広島」において，（財）広島県女性会議が実施する情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業を支援するとともに，事業連携を図りました。（環境県民局）

（3）市町等との連携強化・取組支援

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 地域の実情に応じた男女共同参画に関する主体的な取組を促進するため，市町，関係団体及び企業の男女共同参画担当者などを対象に，先進的取組事例の紹介等を行う「元気な地域づくりと男女共同参画」研修会を県内2か所（広島市と福山市）で開催しました。（環境県民局）
（市町における取組の詳細は，第4部 63～68 ページ参照）

< 「元気な地域づくりと男女共同参画」 研修会開催状況 >

「元気な地域づくりと男女共同参画」

開催日：平成21（2009）年6月2日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：120人

内容：講演「元気な地域づくりと男女共同参画」

講師：中央大学法学部教授 広岡守穂さん



「社会を変えるを仕事にする～“私”が変わると地域が変わる～」

開催日：平成21（2009）年11月10日

開催地：福山市（まなびの館ローズコム）

参加者数：120人

内容：講演「社会を変える」を仕事にする～“私”が変わると地域が変わる～

講師：NPO法人フローレンス代表理事 駒崎弘樹さん

先進事例紹介

事例紹介者：特定非営利活動法人NPOカタリバ代表理事 今村久美さん

福山大学人間文化学部教授 平伸二さん

コーディネーター：比治山大学現代文化学部准教授 山田知子さん



重点項目

- 男女が共に積極的に子育てに参画できるようにするための支援

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 県民が男女共同参画の推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、男女共同参画社会の形成の意義や責務を踏まえた広報・啓発

平成 21（2009）年度の実施状況

- 男女共同参画に関する県民の理解が深まるよう、男女共同参画週間や人権啓発フェスティバル広島会場・三次会場でパネル展示等を実施したほか、インターネット、広報誌などによる広報活動や内閣府と共催して「全国男女共同参画フォーラム in 広島」を実施しました。

（環境県民局）

男女共同参画週間【毎年6月23日～29日】平成13（2001）年度から実施

平成 21（2009）年度の標語

「共同参画 新たな社会のパスワード」

平成 22（2010）年度の標語

「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。」

話そう、
働こう、
育てよう。
いっしょに。

平成22年度
男女共同参画週間
6/23(水)～29(火)
男女共同参画推進本部



<男女共同参画週間関連行事（広島市まちづくり市民交流プラザでの啓発資料等展示状況）>



<「全国男女共同参画フォーラム in 広島」開催状況>

開催日：平成 22（2010）年 2 月 13 日

開催地：広島市（エソール広島）

参加者数：300人

内容：スペシャル対談「伝えよう笑顔と心

～自分が変わる 明日が変わる～

ゲスト：パパ料理研究家 滝村雅晴さん

（有）モーハウス代表取締役 光畑由佳さん

コーディネーター：中国新聞社文化部記者 平井敦子さん

テーマ別分科会（「食育」「ワーク・ライフ・バランス」「環境」）



2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

平成 21（2009）年度の実施状況

- 地域での家庭教育の充実を図るため、^{※15}『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用し、学識経験者等による出前講座や地域で学習プログラムを活用できる講師の養成を行いました。

（教育委員会）

<『親の力』をまなびあう学習プログラム」の出前講座（平成 21（2009）年 10 月 5 日）開催状況>



(2) 生涯を通じた学習機会の提供

平成 21（2009）年度の実施状況

- 地域における男女共同参画に向けた機運醸成を図るため、市町や地域団体等と連携し、地域支援事業（男女共同参画・地域入門講座）を実施する（財）広島県女性会議を支援しました。

（環境県民局）

<男女共同参画・地域入門講座開催状況>



※15 『親の力』をまなびあう学習プログラム：文部科学省の委託事業を活用して、広島県教育委員会が設置した地域家庭教育推進協議会が平成 19（2007）年度に開発。親同士が教育力を高めることを目的としており、教材は、子育てをゼロ歳から小学校 3 年生までの「前期」、小学 4 年生から高校生までの「後期」に分けて、各時期の保護者向けに 15 種類が用意されている。

3 家庭における男女共同参画の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- 多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策に向けた市町の取組の促進

平成 21（2009）年度の実施状況

- 経済団体・県・（財）ひろしまこども夢財団で構成する「こども未来づくり・ひろしま応援隊」による「子育て応援イクちゃんサービス」など、企業等による子どもと子育てにやさしい取組を推進しました。（健康福祉局）

「子育て応援イクちゃんサービス」の概要

対 象	乳児・幼児・小学生のいる家庭
サービス内容	企業・店舗ごとにいろいろなサービスを設定 （料金の割引やポイントアップ、子どもにやさしい施設の提供など）
サービスの提供	子ども連れで来店・来所の場合 子ども連れでない場合には、Kids 情報送信サービス（※）から送信される 「イクちゃんサービス」の画面を提示すれば同様のサービスが受けられる。

Kids 情報送信サービスとは、（財）ひろしまこども夢財団が実施している会員制のサービスで、12 歳以下の子どもの保護者等を対象に、携帯電話のメール機能を活用して子育てに役立つ情報を送信するもの（無料）



ステッカーイメージ

参加企業等の情報提供及びPR等

- ・サービスへの参加を示すステッカーを企業や店舗等に交付
 - ・専用ホームページ及び携帯サイト等で、企業や店舗等のサービス内容を紹介
- パソコン <http://www.yumezaidan.or.jp/ouentai/>
携帯サイト <http://www.yumezaidan.or.jp/ouentai/k/>

重点項目

- 配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

1 生涯を通じた健康と自立の支援

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 思春期，妊娠・出産期等各ステージにおいて性別に対応できる医療，健康づくり対策
- 周産期医療体制，不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興支援体制の整備

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

平成 21（2009）年度の実施状況

- 男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう，県民の主体的な健康づくりを支援する「ひろしま健康づくり県民運動」の展開など，生活習慣病の予防対策を中心とする健康づくりを推進しました。（健康福祉局）
- 妊婦が検診費用を心配せず，必要な回数の妊婦健康診査（14回）を受けることができるよう，公費助成の拡充を行う市町を支援しました。（健康福祉局）
- 女性が，妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，市町が実施する出産前後のケア等を支援するなど，母性保護・母性健康管理対策の推進を支援するとともに，周産期医療体制，不妊治療等支援体制及び小児救急医療体制を充実を図りました。（健康福祉局）

(2) だれもが安心して暮らし，自立できるための支援

平成 21（2009）年度の実施状況

- ^{※16}「広島県地域ケア体制整備構想」などを反映させた^{※17}「第4期ひろしま高齢者プラン」に基づき，高齢者の社会参画の促進に向けた普及啓発や学習・体験機会の提供などを行うとともに，高齢者の生活支援，介護予防，介護のニーズに総合的に対応する体制の整備に努めました。（健康福祉局）

※16 広島県地域ケア体制整備構想：国の「地域ケア体制の整備に関する基本方針」を踏まえ，広島県の療養病床の再編成に伴う受け皿づくりを含め，将来の高齢者の介護等のニーズや社会資源の状況に即した「地域ケア体制」の今後の方針を示したものの。

※17 第4期ひろしま高齢者プラン：老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し，本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので，市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。計画期間：平成 21（2009）～23（2011）年度。

- 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう、^{※18}「広島県障害者プラン」を推進するとともに、^{※19}「第2期広島県障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めました。(健康福祉局)
- 女性の消防団員の加入が促進されるよう、市町や消防機関へ普及啓発を行いました。(危機管理監)

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- DV被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
- 民間団体との協働事業の実施による被害者の支援

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

平成21（2009）年度の実施状況

- ^{※20}「DV防止法」の周知徹底を図るとともに、相談・自立支援体制を充実させるため、被害者保護のための情報提供や暴力防止に向けた啓発などを実施し、西部こども家庭センターにおいて休日・夜間の電話相談にも対応したほか、被害者の安全を確保するための一時保護や弁護士などの専門家による被害者の支援を実施しました。(健康福祉局)
- DV防止法第2条の3の規定によって策定した^{※21}「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき、DVのない社会の実現をめざして諸施策を推進しました。(健康福祉局)

※18 広島県障害者プラン：障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間：平成16（2004）～25（2013）年度。

※19 第2期広島県障害福祉計画：障害者自立支援法に基づき、国の基本指針に則して、市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス等の提供体制が計画的に整備されるよう定めた計画。計画期間：平成21（2009）～23（2011）年度。

※20 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16（2004）年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令など）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19（2007）年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど）や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

※21 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成18（2006）～平成22（2010）年度。

- 行政及び民間が担うべき役割等について関係機関・団体間の意見交換を行うとともに、相互の連携を強化するため、^{※22}「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議を開催しました。

(健康福祉局)

- 市町における^{※23}「配偶者暴力相談支援連絡会」の立ち上げや被害者支援ネットワークの構築を支援しました。

(健康福祉局)

(2) ^{※24}セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進

平成 21 (2009) 年度の実施状況

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行いました。

とりわけ、児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントが後を絶たないことから、教育委員会及び学校に児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、児童生徒等からの相談に対応しました。(総務局)(環境県民局)(商工労働局)(教育委員会)

- ^{※25}ストーカー規制法やDV防止法等、男女間のあらゆる暴力の防止等に関する法律や制度の普及啓発を行うとともに、関係職員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図りました。

さらに、^{※26}女性安全ステーションなど被害者が相談しやすい環境の整備や捜査過程における二次的被害の防止に努めました。(健康福祉局)(警察本部)

※22 「配偶者からの暴力」関係機関連絡会議：行政機関や民間団体等の関係機関が連携して、配偶者からの暴力被害者に対する支援を行うことを目的として平成 13 (2001) 年 10 月に設置。平成 14 (2002) 年 10 月には、関係機関との連携をより緊密にし、きめ細やかな相談・支援を行うため、県内を 3 地域(西部・東部・北部)に分け、各地域ごとにブロック別連絡会議を設置。

※23 「配偶者暴力相談支援連絡会」：DV被害者の相談・保護・自立支援については、相談から自立まで関係機関の認識の統一が求められているため、市町内部等の連携組織として立ち上げ支援を行い、DV被害者支援体制を整備する。平成 21 年度末までに、県内で 5 市 4 町が設置。

※24 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

※25 「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制等に関する法律)：年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成 12 (2000) 年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

※26 「女性安全ステーション」：女性を不安に陥れるストーカー行為やDVなどの相談に対応するため、県内の 23 交番に専用の相談窓口を開設し、女性警察官の配置や専用相談スペースを整備している。平成 20 (2008) 年 7 月から運用を開始。

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

広島県男女共同参画基本計画（第2次）における主な施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

平成 21（2009）年度の実施状況

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を推進するため、国際交流・国際理解講座を開催した（財）広島県女性会議を支援するとともに、国からの男女共同参画に関する国際機関の動向や国際的な取組指針などの情報を、県内市町、関係団体等へ幅広く提供しました。

（環境県民局）

<「国際交流・国際理解講座」開催状況>

開催日：平成 22（2010）年 2 月 28 日

開催地：広島市（エソール広島）

内 容：「フェアトレードで第一歩！身近な国際協力
～ルワンダ女性の経済的自立を目指して～」

講 師：NPO 法人ピースビルダーズ事務局長

藤千慧さん



2 広島県男女共同参画基本計画（第2次）行動目標フォローアップ一覧

環境づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} （年度）		現況値 ^{注1} （年度）		目標値（年度）	
1 働く場における男女共同参画の推進						
（2）職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備						
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業） ^{注2}	95.9%	H17 (2005)	97.9%	H21 (2009)	100%	H21 (2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（中小企業） ^{注2}	3.3%	H17 (2005)	15.6%	H21 (2009)	25%	H21 (2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	79.7%	H17 (2005)	84.2%	H21 (2009)	100%	H21 (2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H17 (2005)	14企業	H21 (2009)	18企業	H21 (2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数 ^{注3}	10か所	H17 (2005)	16か所	H21 (2009)	20か所	H26 (2014)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H17 (2005)	21,534人	H21 (2009)	20,610人	H21 (2009)
延長保育実施か所数 ^{注3}	339か所	H17 (2005)	386か所	H21 (2009)	468か所	H26 (2014)
放課後児童クラブ実施か所数 ^{注3}	428か所	H17 (2005)	498か所	H21 (2009)	全小学校区	H26 (2014)
（4）農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進						
女性の農業委員数	30人	H17 (2005)	31人	H21 (2009)	46人	H22 (2010)
家族経営協定の締結数	101件	H16 (2004)	97件	H20 (2008)	328件	H22 (2010)
（5）女性の起業・経営活動に向けた環境の整備						
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H16 (2004)	34人	H20 (2008)	100人	H22 (2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	H16 (2004)	99グループ	H20 (2008)	300グループ	H22 (2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進						
（1）政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進						
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会）	24.0%	H17 (2005)	26.6%	H21 (2009)	30%	H22 (2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注4} を除く。）	29.5%	H17 (2005)	33.2%	H21 (2009)	35%	H22 (2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H17 (2005)	926人	H21 (2009)	1,000人	H22 (2010)
（2）地域社会活動における男女共同参画の推進						
NPO法人数（人口10万人当たり） ^{注5}	11.3法人	H16 (2004)	21法人	H21 (2009)	24法人	H22 (2010)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備						
（3）市町等との連携強化・取組支援						
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H17 (2005)	82.6%	H21 (2009)	100.0%	H22 (2010)

人づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実			
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実			
長期職場体験実施校の割合 (公立中学校) ^{注5}	14.7%	H17 (2005)	79.6% H21 (2009)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合 (県立高校) ^{注5}	23.7%	H16 (2004)	30.3% H21 (2009)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供			
ひろしままナビネットへのアクセス件数 ^{注5}	68,833件	H16 (2004)	38,308件 H21 (2009)
3 家庭における男女共同参画の推進			
(2) 家庭教育・子育て支援の充実			
地域子育て支援センター実施か所数 ^{注3}	77か所	H17 (2005)	105か所 H21 (2009)

安心づくり

指 標 名	計画策定時の数値 ^{注1} (年度)	現況値 ^{注1} (年度)	目標値 (年度)
1 生涯を通じた健康と自立の支援			
(1) 生涯を通じた健康対策の推進			
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数 ^{注5}	6圏域	H17 (2005)	6圏域 H21 (2009)
周産期死亡率 (出産千人当たり) ^{注6}	4.4人 (全国9位)	H16 (2004)	4.4人 H21 (2009)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援			
小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む) 提供量 ^{注7}	0人	H17 (2005)	1,707人 H21 (2009)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護予防を含む) 定員数 ^{注7 注8}	2,048人	H16 (2004)	4,110人 H22 (2010)
グループホーム・ケアホームサービス量 (1か月分) ^{注9}	600人分	H18 (2006)	1,095人 H21 (2009)
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H17 (2005)	1.8% H21 (2009)

(注1) 計画策定時の数値は、平成16(2004)年度又は平成17(2005)年度の数値であり、現況値は、平成21(2009)年度末までに更新された数値である。

(注2) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注3) 平成22(2010)年3月に「みんなで育てるこども夢プラン」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注4) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注5) 平成21(2009)年3月に「広島県総合計画「元氣挑戦プラン」後期実施計画」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注6) 妊娠22週から生後1週間未満の期間における出産千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。(平成20(2008)年の数値については概数)なお、「広島県総合計画「元氣挑戦プラン」後期実施計画」の策定に伴い、目標値(年度)を変更している。

(注7) 平成21(2009)年3月に「第4期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。

(注8) 平成22(2010)年4月現在の現況値である。

(注9) 平成21(2009)年3月に「第2期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値(年度)を変更している。(指標名及び計画策定時の数値(年度)は、平成19(2007)年3月に「広島県障害福祉計画」を策定した際に変更)

